

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人更葉園（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分される。

(役員及び評議員報酬)

第3条 役員・評議員の報酬総額（以下、「役員等報酬総額」という。）は新年度予算の法人本部拠点区分を除く法人事業収入総額のうち就労支援事業に係る収入を除いた額（以下、「主たる事業収入」という。）の1%を限度とし、その上限を6,000,000円と定める。尚、費用、退任慰労金は役員等報酬総額の範囲とは別に支給されるものとする。

但し、理事長が法人の経営に大きな負担がかかると判断した場合には、この規程に定めるすべての報酬において一部または全部が支払われないことがある。

- 2 主たる事業収入に大幅な変更が生じた場合や役員等の定数および対象役員等の員数に変更があった場合など、必要に応じその額を見直すものとする。
- 3 職員を兼務する役員の報酬は支給しない。

(報酬の額)

第4条 報酬は、別記「役員・評議員の報酬等」に定める額とする。

- 2 報酬の額を月額で定めるものは、中途において就任したときはその日から、退任したときはその日まで、その月の現日数を基礎として日割りにより計算した報酬を支給する。
- 3 報酬の額を日額で定めるものは職務に従事した日限りに支給する。

(費用)

第5条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

- 2 役員及び評議員には、費用を別記「役員・評議員の報酬等」に準じて支給する。

(報酬等の支給日)

第6条 月額報酬は、毎月21日に支払う。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払う。

2 日額の報酬は職務従事日に支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員及び評議員の報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程の制定により、社会福祉法人更葉園役員報酬等支給規程は平成29年3月31日付けで廃止する。
2. この規程の制定日を平成29年5月26日とするが、適用年月日は平成29年4月1日とする。
3. 平成29年4月1日から平成28年度最終のものに関する定時評議員会終結の日までの常勤理事の報酬基準は「常務理事の職にある正職員に関する取扱規則」に準じる。

附 則

1. この規程の改定年月日、適用年月日は次による。
改定年月日 平成29年11月29日
適用年月日 平成29年11月29日

附 則

1. この規程の改定年月日、適用年月日は次による。
改定年月日 令和3年11月26日
適用年月日 平成3年6月25日

附 則

1. この規程の改定年月日、適用年月日は次による。

改定年月日 令和 6 年12月19日

適用年月日 令和 7 年度 定時評議員会開催日
(令和 7 年 6 月 2 4 日)